

議案第 6 2 号

前橋市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の改正について

令和 3 年 6 月 1 0 日提出

前橋市長 山 本 龍

前橋市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

前橋市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 2 4 年前橋市条例第 3 8 号）の一部を次のように改正する。

目次中「第 4 1 条」を「第 4 1 条・第 4 2 条」に改める。

第 2 6 条第 3 項中「の学部で」を「若しくは大学院において」に改め、「専修する学科」の次に「、研究科」を加える。

第 4 1 条を第 4 2 条とし、第 5 章中同条の前に次の 1 条を加える。

（電磁的記録）

第 4 1 条 児童福祉施設及びその職員は、記録、作成その他これらに類するものうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定され、又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 4 1 条を第 4 2 条とし、第 5 章中同条の前に 1 条を加える改正規定は、令和 3 年 7 月 1 日から施行する。